

木曾川水系連絡導水路（徳山ダム導水路）事業費用負担金支出差止住民訴訟事件
2011年12月12日記者発表（大村愛知県知事・河村名古屋市長の人証尋問申請） 資料

1 木曾川水系連絡導水路事業の概要

(1) 事業の目的

① 流水正常機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）

木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保される流水正常機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための容量5300万m³のうち4000万m³を一部は長良川を経由して木曾川に導水し、木曾成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保する。

② 新規利水の供給

徳山ダムに確保される愛知県の水道用水最大2.3m³/s（供給地域は愛知用水地域）、名古屋市の水道用水最大1m³/s及び名古屋市の工業用水最大0.7m³/sを導水し、木曾川において取水を可能ならしめる。

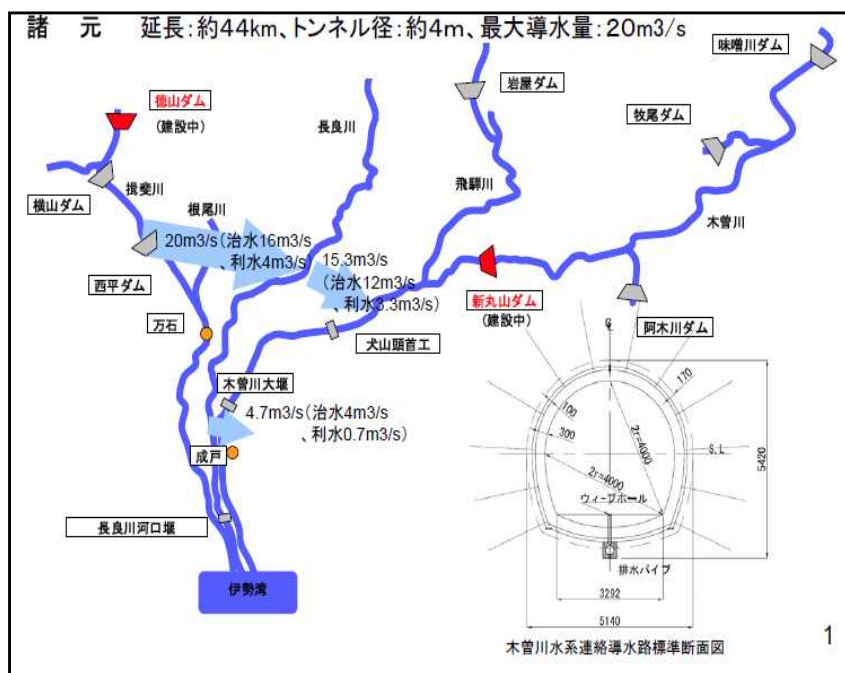
(2) 施設

① 上流施設

揖斐川から最大20m³/sを取水し、長良川及び木曾川に導水する。長良川への導水は、流水正常機能の維持を図るための水として最大4m³/s及び名古屋市工業用水として最大0.7m³/sとする。木曾川への導水は、流水正常機能の維持を図るための水として最大12m³/s、愛知県水道用水として最大2.3m³/s及び名古屋市水道用水として最大1m³/sとする。

② 下流施設

上流施設から長良川に導水された流水正常機能の維持を図るための水として最大4m³/s及び名古屋市工業用水として最大0.7m³/sを、長良川から取水し、木曾川に導水する。



(3) 事業費と愛知県の費用負担額

①事業費：約890億円（うち、約22億円はすでに国が支出している）。

②流水正常機能の維持に係る費用負担割合：65.5%

愛知県の負担：30%×75.5%で、負担額は約132億円

③新規利水の供給に係る費用負担割合：34.5%

愛知県の負担額：約186億円

名古屋市の負担額：約121億円

2 公金支出差止住民訴訟

(1) 当事者：原告 小林収共同代表はじめ92名、被告 愛知県知事・愛知県企業庁長

(2) 請求：費用負担金支出差止（流水正常機能維持・知事、新規利水・企業庁長）

(3) 差止（支出違法）理由：

①流水正常機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）

本件導水路により異常渇水時に緊急水を補給して確保しようとしているのは、木曽川の動植物の生息・生育等のための河川環境のための維持流量50m³/s（24.1km成戸地点）のうちの40m³/sである。この動植物の生息等のための流量50m³/sは、代表種をヤマトシジミとし、その生息限界となる塩化物イオン濃度を11,600mg/Lとして、この濃度以上となる流量が50m³/sであったことが根拠として説明されている。しかし、これには全く科学的根拠がなく、本件導水路は木曽川の流水正常機能維持として無意味なもので効果がなく必要がない。

②新規利水の供給

供給予定地域である愛知県の愛知用水地域は、既存の水源で供給可能であって、徳山ダム2.3m³/sは必要がない。

(4) 審理の経過

①提訴：2009年6月11日

②口頭弁論：12回（前回10月19日、次回12月19日）

(5) 人証尋問申請

①専門家人証（2011年4月28日申請）：

山内克典元岐阜大学教授（流水の正常な機能維持、ヤマトシジミの生息に根拠なし）

富樫幸一岐阜大学教授（新規利水の必要に根拠なし）

②当事者的人証（本日2011年12月12日申請）：

大村秀章愛知県知事（新規利水の必要に根拠なし） ※共同マニフェストに

河村たかし名古屋市長（新規利水の必要に根拠なし） 「導水路の見直し」

浅野和広木曽川下流河川事務所長

（流水の正常な機能維持、ヤマトシジミの生息に根拠なし）

連絡先

徳山ダム導水路費用負担金支出差止訴訟弁護団

弁護団長 在間正史 TEL 052-951-2818

導水路はいらない愛知の会

共同代表・事務局長 加藤伸久 TEL 052-811-8069

平成21年(行ウ)第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 収 ほか91名

被告 愛知県知事 ほか1名

証拠申出書 (第2次)

2011(平成23)年12月12日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 篤 将 周

同 小 島 智 史

1

(1) 人証の表示

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465番地

中部地方整備局木曾川下流河川事務所内

証人 浅野和広

(呼出・尋問予定時間60分)

(2) 立証趣旨

浅野氏は、木曾川水系河川整備計画策定に際しての木曾川水系流域委員会において、中部地方整備局河川部河川調査官(当時)として、事務局の同整備局の説明員として出席していた者である。現在は、木曾川の木曾成戸地点より下流を所轄する同整備局木曾川下流事務所の所長である。

木曾成戸地点における河川維持流量50m³/sは、被告は「利水の歴史的経緯を踏まえて」設定されたものであると主張するのみであるが、この維持流量には何らの科学的根拠もなく、木曾川水系河川整備基本方針および同河川整備計画が適法に策定されたものではないことを立証する。

(3) 尋問事項

① 木曾川水系河川整備計画の第2章第3節第2項「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」のうちの木曾川で成戸地点において一部を回復する維持流量は、木曾川水系河川整備基本方針2(4)「主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項」における木曾川の今渡地点での同流量のうちの木曾成戸地点より下流の河川維持流量50m³/sのことか。

② 木曾川水系河川整備計画策定に際して、中部地方整備局及び木曾川水系流域委員会においては、上記木曾川での流水の正常な機能の維持に関する目標のうちの木曾成戸地点における河川維持流量につき、いかなる資料に基づき、いかなる検討を行

ったか。

- ③ 木曾川水系河川整備基本方針の木曾川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量のうちの木曾成戸地点より下流の河川維持流量の根拠は、「木曾川水系河川整備基本方針（案）流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する説明資料（案）[木曾川編]」に記載されている通りか。
- ④ 木曾川水系流域委員会で事務局が説明している「利水の歴史的経緯」あるいは「水資源開発の歴史」とはいかなるものか。
- ⑤ そのなかに木曾三川協議会が昭和40年に設定した木曾川の基準地点木曾成戸の基準流量50m³/sがあるが、その根拠は何か。この基準流量設定に関する議論内容及び根拠資料はどのようなもので、これらを記載した文書名は何で、現在どこに保存されているのか。

2

(1) 人証の表示

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁内

被告本人 大村 秀章

(呼出・尋問予定時間15分)

(2) 立証趣旨

大村氏は、被告の一人である愛知県知事である。

同氏は、平成23年2月のいわゆるトリプル投票（愛知県知事選挙・名古屋市長選挙・同市議会解散の是非を問う住民投票）に際して、連携した名古屋市市長候補の河村たかし氏との「アイチ・ナゴヤ共同マニフェスト」に、「木曾川水系連絡導水路事業の見直し」を掲げて当選した。

被告愛知県知事として、本件導水路事業の見直しが必要であると考えていることを立証する。

(3) 尋問事項

- ① 本件導水路事業の見直しが必要であると考えている理由
- ② 本件導水路事業に関する現在の考え方
- ③ 愛知県としての、今後の本件導水路事業についての対応

3

(1) 人証の表示

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

証人 河村 たかし

(呼出・尋問予定時間15分)

(2) 立証趣旨

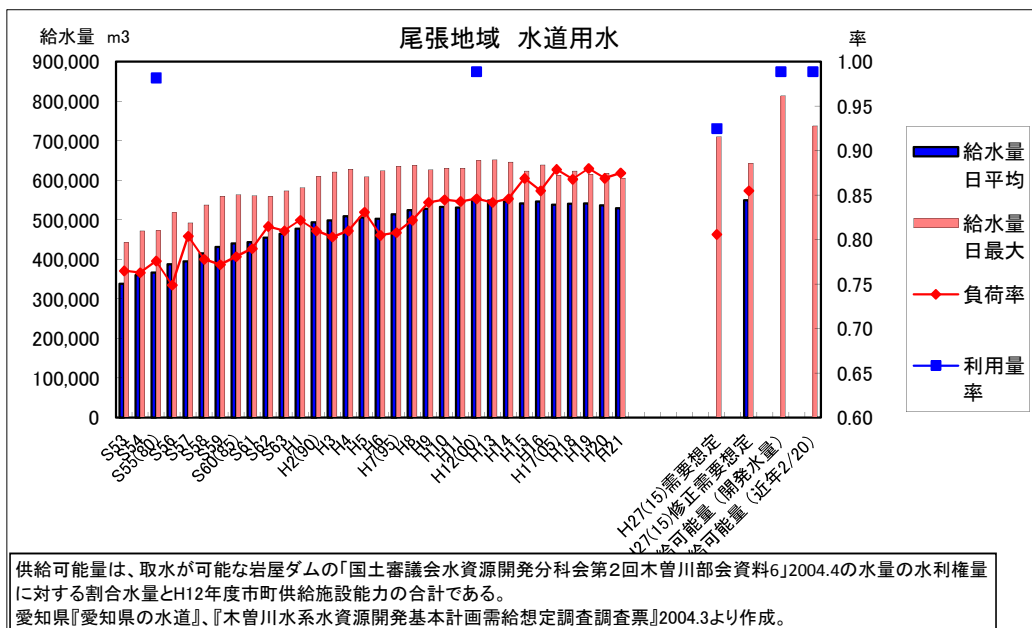
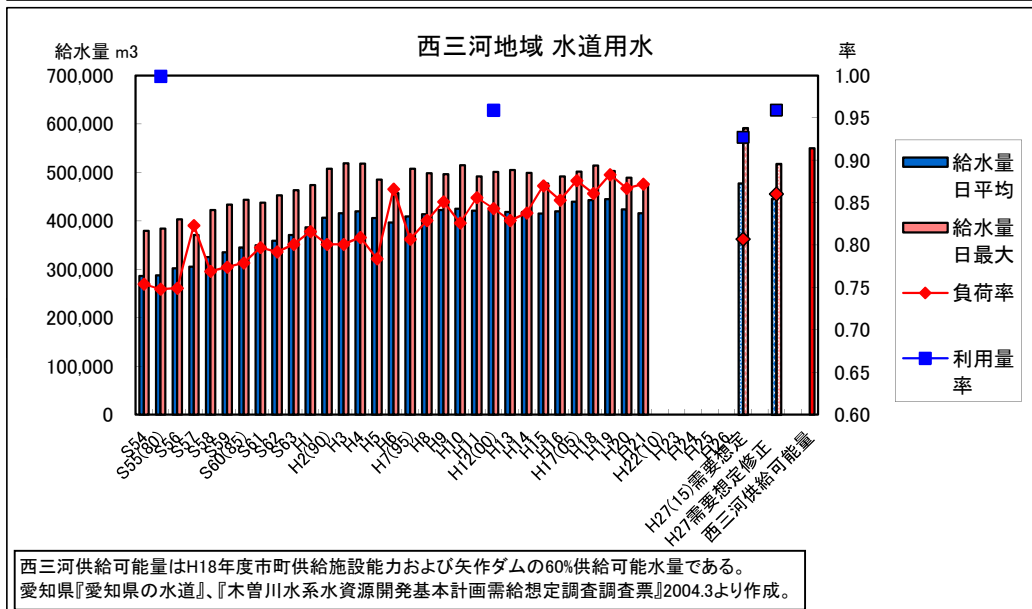
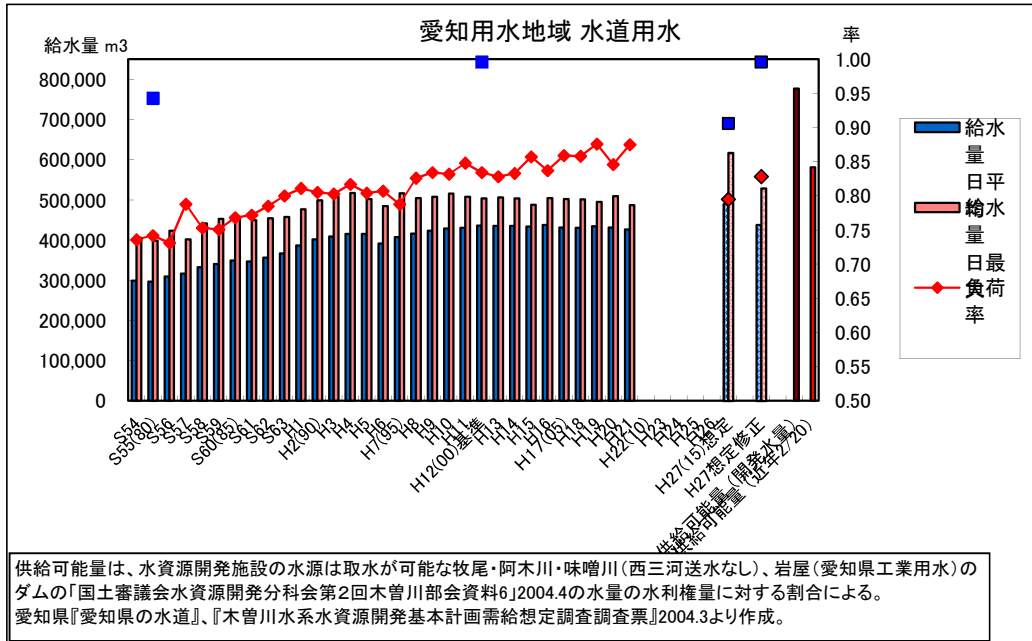
河村氏は、本件事業実施計画において利水が予定されている名古屋市の市長である。

同氏は、上記トリプル投票に際しての大村氏との「アイチ・ナゴヤ共同マニフェスト」に、「木曾川水系連絡導水路事業の見直し」を掲げて当選した。また、同氏はすでに、2009年5月に、名古屋市長として、水需要が増えていないことなどを理由として、本件導水路事業から撤退すると表明している。

名古屋市としても、本件導水路事業が不必要であると考えていることを立証する。

(3) 尋問事項

- ① 本件導水路事業が不必要であると考えている理由
- ② 名古屋市としての、今後の本件導水路事業についての対応



木曾川水系河川整備基本方針における木曾川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量を検討した根拠資料は乙46『木曾川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する資料（案）』（以下「基本方針資料」という）であり、さらにそれを具体的に説明した根拠資料は乙47『木曾川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する説明資料（案）[木曾川編]』（以下「基本方針説明資料」という）である。これらの根拠資料において、河口～木曾川大堰の河川維持流量50m³/sの根拠となっているのは、基本方針資料で、動植物の生息または生育として、河口から木曾川大堰区間においては、感潮域における代表種（シジミ・原告代理人注ヤマトシジミ）の生息・産卵に必要な流量を算出すると、木曾川大堰下流で約50m³/sとなっていることである。その根拠となっているのは、基本方針説明資料において、「動植物の生息地または生育地の状況」からの必要流量は、木曾川大堰下流の感潮区間については、移動性が少なく、汽水環境の指標種となりうるヤマトシジミを対象に、瀕死（原告代理人注・斃死の誤記である）が起こらない流量を設定するものとし（p10）、塩素イオン濃度と流量の関係式を作成し（図1）、ヤマトシジミが生存できる限界という塩素イオン濃度11,600mg/Lを上回らないのに必要な流量は概ね50m³/s以上であることを確認したとし、以上によりA区間（河口～木曾川大堰の区間）における必要流量は50m³/sとする（p14）、と記載されていることである。

図1 塩素イオン濃度と木曾川大堰放流量

